

令和6年度 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会の報告について

令和6年度については、特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会を1回開催し、入所選考上配慮を必要とする児童の認定を行った。また、部会の名称変更について検討を行った。

○令和6年度第1回特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会

日時：令和7年1月22日

委員：大西 雅裕 相原 加苗 関 真理子
 千葉 郁子 阿部 康子

1. 入所選考に関する審議内容

障害児の教育・保育施設入所申込の状況について報告を行った。また、入所選考上配慮を必要とする児童5名について審議を行い、5名の認定を行った。

2. 部会名称の変更について ※令和7年度から変更予定

【現行】 東大阪市特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会

【変更後】 東大阪市特定教育・保育施設配慮を必要とする児童の入所認定審査部会

改正理由

対象となる児童は、手帳や診断のない、境界域の子どもを含めて対象としていることから、「障害児」を「配慮を必要とする児童」に部会の名称を修正する。また、「配慮を必要とする児童」の対象は、部会の設置要綱で規定する。

【東大阪市特定教育・保育施設障害児入所事業実施要綱 改正案 抜粋】

(対象児童)

第2条 本事業の対象となる児童は、心身の発達支援を要する障害児特定教育・保育施設に入所・入園するにあたり配慮を必要とする児童で、特定教育・保育施設における教育・保育が児童の福祉の向上につながるものとする。

2 前項の障害児特定教育・保育施設に入所・入園するにあたり配慮を必要とする児童とは、次に掲げる児童とする。

(1) 身体障害者福祉法の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童

(2) 「療育手帳制度の実施について」の厚生省（現厚生労働省）通知に基づき、療育手帳の交付を受けている児童

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
- (4) 前3号の手帳は所持していないが、児童発達支援センターなど療育機関に通園等しており、引き続き発達に支援が必要と判断される児童
- (5) 前各号以外で健康診査や発達検査等により、発達に支援が必要と判断される児童

【参考法令】 児童福祉法第4条第2 抜粋

- ② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。